

全国被連協 ニュース

No.81号 2017年8月25日発行

発行:全国クレサラ・生活再建問題
被害者連絡協議会事務局
〒530-0047 大阪市北区西天満 4-5-5
マーキス梅田 301号
大阪いちょうの会
(大阪クレサラ・貧困被害をなくす会)内
Tel.06-6361-3337 Fax06-6361-6339

第36回全国被連協定期総会を開催 新体制のもと、スタートしました

さる、6月11日、名古屋において第36回定期総会が開催されました。

総会では大きな柱として規約の改正が行われました。被連協の名称はすでに「全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会」としていましたが、このたび、合致するように改正したものです。以下、規約改正の内容を紹介いたします。

第2条(目的) 本会は全国の多重債務被害者の会及び生活再建問題に関する被害者の会の結成を推進し、会相互の連帯をはかり多重債務被害者及び生活再建問題に関する被害者の根本的解決と被害者救済を目指すものとする。

・第3条(運動計画) 全国に多重債務被害及び生活再建問題に関する被害者の会結成

従来は「クレジット・サラ金被害者の会の結成を促進し、クレサラ被害の根本的解決をはかり、クレサラ被害者の根本的解決と被害者救済を目指す」とありましたが、今後は様々な活動分野の広がりに対応できるものとして、様々な分野の被害者の方々も加入していただくこととしました。被連協運動の幅が大きく広がります。

第4条(構成員・加入・脱会及び除名) ロ.貸金業者・違法金融業者・貧困ビジネス等に関わる者並びに非弁提携弁護士・司法書士は除くものとする。

従来は「クレジット・サラ金業者・非弁提携・整理屋関係者は除くものとする」としていましたが、第2条の目的改正にあわせ、加入対象者にも、対象者制限を具体化してつけ加えました。

秋山さんご苦勞様でした⇒⇒⇒川内さんよろしく

総会では、新たな執行部体制を選出いただきました。4年間にわたり、故・本多良夫事務局長のあとを引き継ぎ、ご健闘いただいた秋山淳事務局長がこのたび退任されました。そのあとを今回、代行という形ですが、大阪いちょうの会事務局長の川内泰雄氏が事務局長代行として選出されました。

それに伴い、被連協事務局も東京から大阪のいちょうの会事務所へと替わりました。

新たな被連協事務局です。よろしくお願いたします。

〒530-0047 大阪市北区西天満 4丁目 5番 5号マーキス梅田 301号

大阪いちょうの会(大阪クレサラ・貧困被害をなくす会)内

Tel.06-6361-3337 Fax06-6361-6339

2017 年度第 1 回

7/24・25

事務局会議を開催しました

定期総会で決定した運動方針の補強と具体化をはかるべく、大阪いちょうの会事務所に
て標記の会議を開催いたしました。事務局会議にはクレサラ対協代表幹事・木村達也弁護
士にもお忙しい中、ご出席いただき共に進める立場より大きな指針をいただきました。

被害者の会の役割とは？ いまこそ発揮を！

全国クレサラ対協代表幹事・木村達也弁護士

被連協活動に心から敬意を表したい。

熊本の記念集会（NPO10 周年・発足 20 周年）に参加，元気を貰った。集会では，被害
者の会の役割について述べてきた。被害者の会は現場での事実の発見・告発が重要。現
場の事実が見えにくくなっている。権力者が事実を歪めている。行政は事なかれ主義。
被害者の会は，生活者視点，国民視点で事実を発掘。多くの事実を集めて，問題点を探
知し，傾向を発掘する。国民が困っていることを整理して問題をまとめる。それはまさ
に被害者の会の役割であり課題である。

事実は強い。加計問題，自衛隊日報問題等が示している。圧倒的な自民党の力をもつ
ても事実の前に評価を下げている。論より証拠。被害者の会は，情報交換しながら事例
を集約して行く。これが被害者の会の仕事。そして，クレサラ対協では一緒に運動，研
究，対策組織を作ってマスコミに向かって訴える。変身・脱皮を進めることは被害者の
会・対協の大事な役割。「大阪いちょうの会」の「口座凍結トラブル問題」の金融庁・銀
行協会・警察庁への申入れがニュースになった。心強く思った。マスコミが気付いてい
ないことを私たちが問題提起、告発する。私たちは前向きな議論が必要だ。被連協、今
こそ前を向いて歩いて行こう。来年は，クレサラ対協創設 40 周年記念の大きな節目を迎
える。私たちは新しいテーマで前に引っ張っているから着実にいろいろな分野で運動は
前に進んでいる。一緒に前へ、前へと進んでいこう。

事務局会議では定期総会で決めた運動方針の補強が決められました。以下、皆さんに
活動の柱を報告いたします。ともに共有し、頑張りましょう。

(1) 被連協組織の質量の強化

最高時、全都道府県 89 会構成が現在
37 都道府県 48 会

→ 全都道府県に被連協の「旗」を掲げるべ
→ く目標をおきます。

- 各被害者の会と被連協とのパイプの強化
- 解散した被害者の会の地域はどんな状況か、休会の会はどんな状況か、復活の道をとともに模索します。

現在の全国の被害者の会の状況 → → → 復活への道をとともにさがしましょう。

・北海道ブロック

(札幌陽はは昇る会・たんぽぽの会(帯広十勝クレサラ被害をなくす会)・はまなすの会(釧路))

・東北ブロック

(青森りんごの会・みやぎ青葉の会・宮古民商ウミネコ道場・盛岡きつつきの会・秋田なまはげの会・山形さくらんぼの会・いわきコスモスの会)

・関東甲信越ブロック

(桐生ひまわりの会・前橋ケヤキの会・中南信コスモスの会)

栃木・山梨が被害者の会なし

・首都圏ブロック

(玉川雑草の会・川の手市民の会・千葉あさひ会・ちば菜の花の会
埼玉夜明けの会・横浜クレサラネット市民の会)

茨城が被害者の会なし

・北陸ブロック

(NPO法人金沢あすなろ会)

新潟・富山・福井が被害者の会なし

・東海ブロック

(静岡ふじみの会・愛知かきつばたの会・西濃れんげの会・
三重はなしょうぶの会)

・近畿ブロック

(大阪いちょうの会・尼崎あすひらく会・和歌山あざみの会・びわ湖あおぞら会・京都平安の会・奈良若草の会)

・中国ブロック

(倉敷つくしの会・広島つくしの会・福山つくしの会・呉つくしの会・山口ひまわりの会)

鳥取・島根が被害者の会なし

・四国ブロック

(高松あすなろの会・徳島藍の会・高知うろこの会)

愛媛が被害者の会なし

・九州ブロック

(大牟田しらぬひの会・福岡ひこばえの会・小倉めかり会・京築めかり会・おんがの会・久留米クレサラ被害をなくすネットワーク・大分まなの会・熊本大地の会・鹿児島くすのきの会・沖縄クレサラ貧困被害をなくす会)

佐賀・長崎・宮崎が被害者の会なし

取り組むべき各分野
必要な「新しい」課題

→ 4月に発足した滞納処分対策全国会議担当者を(桐生/小倉さん) 機関紙発行委員会担当者を(桐生/小倉さん)
→ 全国からの記事をみなさん、お寄せください。

被連協財政基盤の強化

被連協会計は規約で①会費 ②寄付金で成り立っている。団体
会員は月額1口3000円（減免申請制度あり）、個人会員月額1
口500円、賛助会員年額1口10,000円と規約にうたっている



団体会員、個人
会員、賛助会員
へ被連協ニュー
スを送る。

相談者・入会者の激減による
被害者の会維持困難という
普遍的なテーマにどう対峙
するか。



被連協⇄各会とのパイプ強化
各会の状況把握、教訓の普及
被害者の会の財政のあり方展望開拓へ向けての
検討を

被連協運動の共有
被連協⇄各会との
パイプ強化
全国各会の交流



機関紙発行委員会を中心に年4回以上のニュース発行～
各被害者の会紹介～メールと郵送
被連協メーリングリストの充実(週報)
被連協ホームページの充実～全国に目に見える被連協活
動を

被連協事務局が東京から大阪
へ変更。政治・マスコミ等含
め、あらゆることが東京/首都
圏中心という現実



現在は事務局長代行であり、首都圏/東京での事
務所復活をめざす。そのために手を尽くす。
首都圏の皆さんのご協力をお願いしたい。

(2) 被連協運動の取り組み課題

●全国被害者交流集会（上田市 11/4・5）の成功へ向けて

- ・圧倒的に多くの会からの代表派遣を
- ・被害体験報告を複数名 ・クレサラ白書へ多岐にわたる被害者体験報告を
- ・被連協主催の分科会～「生活困窮者への家計管理支援」を柱に開催する。

東京家政学院大学小野由美子准教授を講師に予定

●東アジア被害者交流集会（台湾 10/13・14）への代表派遣

クレサラ対協国際交流部会とともに韓国金融被害者会、台湾カード債務被害者自教会
等をはじめとした韓国・台湾の被害者運動との交流をはかる。岡田会長を団長とした被
連協代表団を派遣する。

2017 年度厚労省自殺防止対策補助事業

本年度も従来同様、被連協が受け皿となり全国展開していく「予定」です。（現在、内認可をいただいておりますが、本認可はこれからという段階です。）

厚労省からは評価できる事項として「経済問題という切り口から多面的に自殺防止対策に資する活動が計画されており、高く評価できる」とされていますが、一方、改善を要すべき事項として「生活困窮者自立支援法が施行され、各種施策が展開されており、これらの取組との連携も含め対応してほしい」とされています。指摘に留意し、各地で展開されている生活困窮者支援窓口との連携強化を進めていくこととしたいと思います。研修会等実施する場合は、各地の生活困窮者支援窓口へも案内状を送付するよう各会の皆さんへ要請するものです。

自殺防止看板の設置と電話相談事業

埼玉/夜明けの会のみなさん、高知/うろこの会のみなさん、

本当にご苦勞様です。これからもよろしくお願ひします。

青木ヶ原樹海～埼玉夜明けの会が2007年1月から10年以上にわたって看板メンテ、24時間電話相談を担っています。この10年間の電話受付件数は39,530件(年間平均3,900件)の電話を受けています。うち樹海からの電話は22件で年平均22人も受けています。

高知/足摺岬、叶崎～高知県土佐清水市の足摺岬及び、同じ土佐清水の観音平の叶崎～高知うろこの会が2011年から看板メンテ、24時間電話相談を担ってもらっています。

●リーフレット、ティッシュ入りチラシの配布活動

●各会への相談活動ハンドブック等の提供

自殺防止活動へと結びつく図書提供を補助事業としておこないます。

●研修会活動

本年度についてはブロック集会研修を中心に一部始まっていますが、できるだけ多くの会が、会の存在を大きく市民向けに訴えられるように企画、研修活動をはかっていけるように取り組みたいと思います。とりわけ、周年事業等で会の活性化を図るのに研修事業はおおいに契機づけになります。また、内容が多岐にわたりますので、クレサラ対協の関連団体（依存症問題対策全国会議、滞納処分対策全国会議等々）を共催、後援団体にして協力、共同して充実を図っていける

ように取り組みを進めていきます。内容について質問等あれば、どうぞ事務局までお問い合わせください。

参考に、昨年度の各地での研修会活動の内容等を紹介します。ご参考ください。

- ① 6/4 中国ブロック「人間らしく働き人間らしく生きる」50名
- ② 7/23 東海ブロック「生活困窮者自立支援法の取組について」30名
- ③ 10/2 秋田「薬物等の依存症を考える」80名
- ④ 10/15 沖縄「沖縄の子どもの貧困～地域社会の責任を考える」80名
- ⑤ 11/6 宮崎での全国交流集会「滞納問題の基礎知識と新しい猶予制度への対応」40名
- ⑥ 1/24 福岡「私たちの生存権～自分も他の人も死なせない」40名
- ⑦ 2/4 大阪「ギャンブル依存ゼロの大阪めざして」150名
- ⑧ 2/16 高松「アディクション型犯罪の理解と支援」120名
- ⑨ 3/18 群馬「生活困窮者支援」60名
- ⑩ 12/12 宮城「滞納税金学習会」15名

上記のように多種多様な研修会が全国で展開されました。研修企画等でご質問、ご相談
あれば、事務局員までお問い合わせください。

銀行のカードローン問題

銀行カードローン被害について情報収集を行い、具体的に当事者の被害体験を発掘して
行きます。また、メガバンクだけでなく、各地方における金融機関の状況（限度額、保証
機関、広告内容）等について組織として掌握していきます。その成果を武器に被連協とし
て銀行協会、金融庁などへ申し入れ活動を行っていきます。

カジノ設置反対運動の取り組み

被連協としてクレサラ対協/全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会に結集し、いよいよ迫
ってきた「カジノ実施法」を許さない取り組み、並びに各地域でカジノ誘致に反対する取
り組みに参加していきます。このたび被連協事務局員に全国カジノ連事務局次長の新川眞
一司法書士を迎えました。現在、誘致表明をしている自治体、具体的には北海道/釧路/苫
小牧、横浜、千葉、愛知/常滑、大阪、和歌山、長崎/佐世保等に対応する各会との連携を
密にして行きます。（現在、大阪いちょうの会はカジノ問題を考える大阪ネットワークの、
和歌山あざみの会はカジノ問題を考える和歌山ネットワークの事務局団体になっていま
す。）あわせてギャンブル依存症対策を強化すべく、全国各地で展開しているGA、ギャマ
ノン組織、ギャンブル依存症治療が可能な病院等と被連協・各会が連携できるように取り
組みを進めていきます。

滞納処分対策全国会議に結集した活動

各地域の社保協等との連携のもと取り組みに参加していきます。そのために被連協として、社保協等より各都道府県、各市町村の実態を入手、提供していきたい。提起されるであろう 110 番活動にも積極的に参加していきます。

様々な分野における被害発掘の活動～110番活動

被連協がこの間、各会に「110番活動で行いたいテーマ」としてアンケートをとった結果は以下の通り多岐にわたっています。全国各会が諸問題に係わっていることの証左です。以下に紹介します。

(障害年金 110 番、税金滞納処分 110 番、銀行カードローン被害 110 番、債権回収サービス 110 番、生活困窮者支援緊急相談 110 番、奨学金問題 110 番、生活困窮老々介護 110 番、ギャンブル依存 110 番、ヤミ金 110 番、口座凍結トラブル 110 番、暮らしのなんでも相談 110 番、こどもの貧困 110 番)

各地での独自課題に基づく 110 番活動とあわせ、全国の統一したテーマに基づく 110 番活動を追求・実現していきます。また、諸団体との協力・協同をめざしていきます。

以上、補強方針の活動の柱を記しました。全国のみなさん、より一層の補強を事務局へお寄せください。そして、被連協運動を大きく前進させていきましょう。よろしくお願いいたします。

全財産なんです！預金口座の差押で窮地に

税金が払えない

私は、平成 17 年、夫と別居し長女と一緒に生活する事になりました。当時、乱暴な夫の問題など色々あって、「うつ病」を発症し、長らく通院・加療を続けています。平成 23 年の離婚までは、生活保護を利用し生計を維持してきました。そして、長女が社会人となると、生活保護が打ち切られました。

私は、病気もあって調子が悪いと仕事が出来なくなり、そうした事で安定的に仕事を続けることが出来なくて、派遣労働で収入も月額 10 万円程度しか有りませんでした。

しかし、主に国保税が高くて中々税金を納めることが出来ませんでした。そうすると、「督促状」が届き、「差押」の文字が不安になって、市役所に納税相談に行きました。市役所では、2

人の職員の方が対応しました。「当たり前のことです。みんな支払っています」と高飛車な態度で、こちらの状況を話しても、聞く耳を持っていません。最初、1万円の支払いを求められ、最後は「分納誓約書」に月々5千円の支払いを決めて帰りましたが、何回も納めることは出来ませんでした。「五月雨式」に納税して、納めていましたが、滞納は整理できず、10万円くらいの滞納がいつも残っていました。

差押で生活困窮

平成29年3月、私は、インターネットで「ひまわりの会」を見つけて、市役所からの催告書を持って相談に行きました。「差押え」が怖くて、藁をもすがる思いで事務所を訪ねました。実は、平成28年にも一度預金口座の差押えを受け、4万円を差押えされた事があります。この時は、電話をして抗議しましたが、担当の人は、「全額差押えもできるのだが、この金額で済ませた」という調子で、「生活が出来なくなってしまう」と窮状を訴えても駄目でした。

被害者の会で生活再建

相談では滞納してしまった事情をじっくり聴いて頂きました。「お医者さんに掛かっていますか」と聞かれ、「うつ病で心療内科に掛かっています」と答えました。そうすると、「税金の対処と同時に生活の立直しも一緒に考えて行きましょう」と「障害者年金」の話となり、「会員の社会保険労務士に会ってみませんか」と言われました。

また、ひまわりの会の活動に関わって、「家計をコントロールする力を『家計簿』付けて、みんなの知恵も借りて身に付けましょう」とみなさんの経験を少し聴きました。

また、医療費の負担の軽減処置として「医療費の一部負担金の軽減制度」も説明を受けました。

税金については、アドバイスを受け、市長さん宛て「請願書」を提出して「滞納処分の執行停止（地方税法15条の7）」を求めました。市長さんからは、「請願に対する回答」で「滞納処分の執行停止につきましては、体調の回復状況や収入、財産の状況など踏まえ判断することとなりますので…」と返事を頂きました。

新しく発生した平成29年度分市民税は、これまでと違って昨年の倍になっていたので相談する



と、「確定申告」することで減額できないかと「医療費控除」、「障害者控除」、「社会保険料控除」等説明・検討を行い、私は今年度は、「勤労学生控除」が可能なようで、殆ど市県民税はなくなりそうです。私は、通信制大学の学生で、福祉の勉強をして、少しは社会に貢献したい。困っている人と社会の懸け橋になりたいと夢を持っています。障害者年金も萩原社労士さんの力を借りて申請を行いました。「障害者年金」は知っていま

したが、自分で申請を行おうと考えていましたが、お金の心配もあり専門家にも相談できずに行きました。ひまわりの会に出会えて、気分が晴れてきました。色々な制度を知って、とても良かった。少しずつ会員のみなさんとも慣れていけるようにしたいと思います。

編集後記

◆久しぶりのニュースで驚かれましたか？被連協は新体制になって、突っ込んだ論議を行って、「全国の仲間にはやはりニュースを届けなければ」と川内事務局長代行が声をあげ、木村クレサラ対協代表幹事からは「現場の被害を探知し告発する、発見するのが被害者の会の役割の一つ」と激励いただきました◆現場の声、被害事例、活動で発見した問題をお寄せ下さい。お待ちしています。(倉)